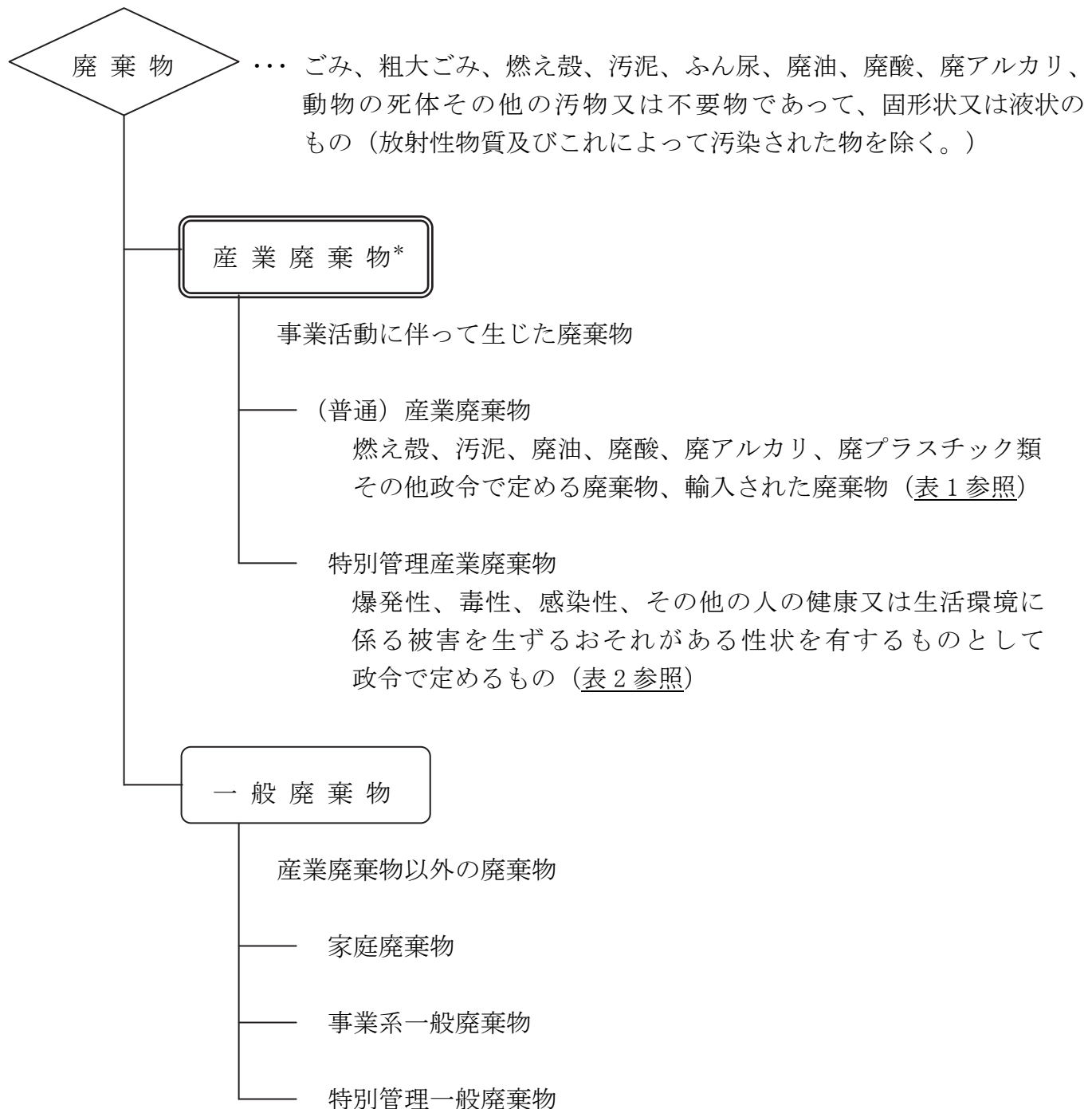


産業廃棄物の分類について (1/3)



廃棄物の定義

『廃棄物の処理及び清掃に関する法律（廃掃法）』において廃棄物は、以下の図のように大別されています。



* 産業廃棄物は、廃掃法において「排出事業者が責任を持って処理すること（排出事業者責任）」とされています。

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



産業廃棄物の分類について (2/3)

表1 (普通) 産業廃棄物^{※1}の分類

1	燃え殻	石炭火力発電所から発生する石炭ガラなど
2	汚泥	工場廃水処理や物の製造工程などから排出される泥状のもの
3	廃油	潤滑油、洗浄用油などの不要になったもの
4	廃酸	酸性の廃液
5	廃アリカリ	アルカリ性の廃液
6	廃プラスチック類 ^{※2}	合成樹脂くず、合成繊維くず、合成ゴムくず等合成高分子系化合物
7	紙くず	紙製造業、製本業などの特定の業種及び工作物の新築、改装(増築を含む)又は除去に伴って排出されるもの
8	木くず	木材製造業などの特定の業種及び工作物の新築、改装(増築を含む)又は除去に伴って排出されるもの
9	繊維くず	繊維工場及び工作物の新築、改装(増築を含む)又は除去に伴って排出されるもの
10	動植物性残渣	原料として使用した動植物に係る不要物
11	動物系固形不要物	と畜場等から発生した動物に係る固形状の不要物
12	ゴムくず ^{※2}	天然ゴムくずのみ
13	金属くず ^{※2}	鉄骨・鉄筋くず、金属加工くず、廃容器缶くず等
14	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず ^{※2}	ガラスくず、タイル衛生陶器くず、耐火レンガくず、石膏ボード、非飛散性アスベスト含有建材
15	銚さい	製鉄所の炉の残さいなど
16	がれき類 ^{※2}	工作物の除去に伴って生じたコンクリートの破片など
17	動物のふん尿	畜産農業から排出されるもの
18	動物の死体	畜産農業から排出されるもの
19	ばいじん類	工場の排ガスを処理して得られるばいじん
20	上記の19種類の産業廃棄物を処分するために処理したもの(コンクリート固形化物など)	
21	1~20の廃棄物、航行廃棄物、携帯廃棄物を除く輸入された廃棄物	

※1: 特別管理産業廃棄物と区別するために(普通)産業廃棄物と表記しています

※2: 安定5品目(安定型最終処分場に処分)

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第20条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査



産業廃棄物の分類について (3/3)



表2 特別管理産業廃棄物の分類

廃油	揮発油類、灯油類、軽油類の燃えやすい廃油	
廃酸・廃アルカリ	pH2.0以下の酸性廃液、pH12.5以上のアルカリ性廃液	
感染性産業廃棄物	感染性病原体を含むか、その恐れのある産業廃棄物 (血液の付着した注射針、採血管など)	
特定有害産業廃棄物	廃PCB等 PCB汚染物	<ul style="list-style-type: none"> ・廃PCB及びPCBを含む廃油 ・PCBが塗布された紙くず、PCBが付着、もしくは封入された廃プラスチック類、金属くず、陶磁器くず、がれき類など
	廃石綿等	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物、その他の工作物から除去した飛散性の吹き付け石綿・石綿含有保温材やその除去工事から排出されるプラスチックシートなどで、石綿が付着しているおそれのあるもの。また、石綿が飛散するおそれのある断熱材及び耐火被覆材 ・大気汚染防止法の特定ばいじん発生施設を有する事業場の集じん装置で集められた飛散性の石綿など
	有害産業廃棄物	基準不適合の産業廃棄物

産業廃棄物の分析について

○埋め立て処分・・・溶出試験を行って基準に適合するか否かを確認⇒別紙基準値表参照

汚泥：25項目+性状(pH、含水率、油分)

燃え殻・ばいじん：8項目+ダイオキシン類

○廃棄物の分類確認、中間処理前後の含有量確認

廃油、廃酸、廃アルカリ、その他産業廃棄物の溶出試験又は含有試験

○汚泥を飼料・肥料化する際の含有量確認

汚泥の含有試験

○その他

建築廃材等のアスベスト分析、絶縁油中のPCB分析 etc.

当社では、産業廃棄物の分類に従い、必要な分析項目を選定し、正確・迅速・親切な分析で、産業廃棄物適正処理のお手伝いをさせていただきます。お気軽にお問い合わせください。

詳しくは、当社 **研究開発部 明石、坂田**（フリーダイヤル0120-01-2590 内線267、273）まで、お気軽にお問い合わせ下さい。

産業廃棄物の分類について（別紙）



表3 産業廃棄物の埋立処分に関する基準

		燃え殻 ばいじん	汚泥	鉱さい
		溶出試験 (mg/l)		
1	アルキル水銀化合物	検出されないこと	検出されないこと	検出されないこと
	水銀又はその化合物	0.005 以下	0.005 以下	0.005 以下
2	カドミウム又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	0.3 以下
3	鉛又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	0.3 以下
4	有機燐化合物	—	1 以下	—
5	六価クロム化合物	1.5 以下	1.5 以下	1.5 以下
6	砒素又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	0.3 以下
7	シアン化合物	—	1 以下	—
8	ポリ塩化ビフェニル	—	0.003 以下	—
9	トリクロロエチレン	—	0.3 以下	—
10	テトラクロロエチレン	—	0.1 以下	—
11	ジクロロメタン	—	0.2 以下	—
12	四塩化炭素	—	0.02 以下	—
13	1,2-ジクロロエタン	—	0.04 以下	—
14	1,1-ジクロロエチレン	—	1 以下	—
15	シス-1,2-ジクロロエチレン	—	0.4 以下	—
16	1,1,1-トリクロロエタン	—	3 以下	—
17	1,1,2-トリクロロエタン	—	0.06 以下	—
18	1,3-ジクロロプロペン	—	0.02 以下	—
19	チウラム	—	0.06 以下	—
20	シマジン	—	0.03 以下	—
21	チオベンカルブ	—	0.2 以下	—
22	ベンゼン	—	0.1 以下	—
23	セレン又はその化合物	0.3 以下	0.3 以下	0.3 以下
24	1,4-ジオキサン	0.5 以下	0.5 以下	—
25	ダイオキシン類*	3 以下	3 以下	—

*ダイオキシン類については含有試験 (ng-TEQ/g)

出典：金属等を含む産業廃棄物に係る判定基準を定める省令
(昭和四十八年二月十七日総理府令第五号)

■事業内容■

- ①環境管理に伴う調査・測定・化学分析
- ②ビル管理に伴う水質検査・空気環境測定
- ③水道法第 20 条に基づく水質検査
- ④製品開発・品質管理に伴う化学分析
- ⑤放射性物質測定
- ⑥アスベスト・PCB等の化学分析
- ⑦労働衛生管理に伴う作業環境測定
- ⑧土壌汚染対策法に基づく土壌汚染状況調査

